

議案第 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(岩倉市表彰条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 岩倉市表彰条例（昭和46年岩倉市条例第3号）第13条第1号

(2) 岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び
第3項第1号

(3) 岩倉市心身障害者扶助料支給条例（昭和49年岩倉市条例第15号）
第9条

(4) 岩倉市消防団条例（昭和46年岩倉市条例第79号）第4条第2項
第1号

(岩倉市行政不服審査会条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 岩倉市行政不服審査会条例（平成28年岩倉市条例第3号）第8条

(2) 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岩倉市条例
第25号）附則第3条第4項及び第5項

(3) 岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年岩倉市条例
第4号）第18条

(岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改
正)

第3条 岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭
和46年岩倉市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項に次の1号
を加える。

(5) 前各号に掲げる者のほか、退職報償金を支給することが不相当と
認められる者

第6条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。